

## 藤沢市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付要綱

制定 令和2年5月 7日

改正 令和2年6月19日

令和2年7月22日

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、国の緊急事態宣言を受け、神奈川県知事（以下「知事」という。）からの休業又は営業時間の短縮要請に協力した藤沢市内の事業者の負担軽減を図るため、藤沢市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「市協力金」という。）を交付することに関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「中小企業又は個人事業主」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に定める中小企業者その他法人（国、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人及び同条第9号に規定する普通法人で中小企業者に該当しない者を除く法人をいう。）とする。ただし、市長が別に定める者は除くものとする。
- (2) 「休業要請等対象施設」とは、知事が令和2年4月10日に、施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応についての協力依頼及び営業の自粛の求め（以下「休業要請等」という。）をした別表第1に掲げる施設をいう。
- (3) 「夜間営業時間短縮要請対象施設」とは、知事が令和2年4月10日に、営業時間短縮（酒類の提供時間の短縮を含む。以下同じ。）の協力を要請（以下「夜間営業時間短縮要請」という。）した別表第2に掲げる施設をいう。
- (4) 「休業要請等協力事業者」とは、休業要請等に応じて、休業要請等対象施設に該当する事業所の休業に協力した中小企業又は個人事業主をいう（休業要請等対象施設内で、独立的に区画された一の部分を賃借している者を含む。）。
- (5) 「夜間営業時間短縮要請協力事業者」とは、夜間営業時間短縮要請に応じて、夜間営業時間短縮要請対象施設に該当する事業所の夜間又は早朝の営業時間の短縮、若しくは休業（以下「夜間営業時間短縮等」という。）に協力した中小企業又は個人事業主をいう（夜間営業時間短縮要請対象施設内で、独立的に区画された一の部分を賃借している者を含む。）

(交付対象者)

第3条 市協力金の交付対象者は、休業要請等協力事業者又は夜間営業時間短縮要請協力事業者で、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者（以下「協力事業者」という。）とする。

- (1) 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「県協力金」という。）を交付された者

- (2) 藤沢市内に県交付金の交付対象となる事業所を有する者
- (3) 知事が休業要請等及び夜間営業時間短縮要請を実施した日（令和2年4月10日）以前に藤沢市内で事業所を開業しており、営業の実態があること。
- (4) 知事が休業要請等及び夜間営業時間短縮要請する期間（令和2年4月11日から5月6日まで）のうち、少なくとも令和2年4月24日から5月6日まで、休業要請等に応じて、休業要請等対象施設に該当する事業所が休業に協力又は夜間営業時間短縮要請に応じて、夜間営業時間短縮要請対象施設に該当する事業所が夜間営業時間短縮等に協力したこと。
- (5) 夜間営業時間短縮要請協力事業者の場合、夜間営業時間短縮等に協力した期間の前は、午後8時から翌日午前5時までのいずれかの間に営業の実態があったこと又は午後7時から翌日午前5時までのいずれかの間に酒類の提供を行っていたこと、かつ、夜間営業時間短縮等に協力した期間中については、酒類の提供を行う場合は午後7時までとしたうえで、営業時間を午前5時から午後8時までの間としたこと（事業所を休業した場合を含む。）又は午後8時から翌日午前5時までの間を宅配若しくはテイクアウトサービス等店内での飲食行為を伴わない営業に切り替えたこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

（交付額の算出方法等）

第4条 協力金の交付額は、1の協力事業者につき、10万円とする。

- 2 賃借している休業要請等対象施設に該当する市内事業所を休業した場合、前項の交付額に1事業所につき10万円を加算する。ただし、加算額は20万円を上限とする。
- 3 賃借している夜間営業時間短縮要請対象施設に該当する市内事業所が夜間営業時間短縮等した場合、第1項の交付額に1事業所につき20万円を加算する。ただし、加算額は40万円を上限とする。
- 4 1の協力事業者が、休業要請等対象施設に該当する市内事業所で賃借しているものを休業し、及び夜間営業時間短縮要請対象施設に該当する市内事業所で賃借しているものを夜間営業時間短縮等した場合における加算額の上限は、当該夜間営業時間短縮要請対象施設の数が1である場合においては30万円、2以上である場合には40万円とする。

（申請時の提出書類等）

第5条 市協力金の交付を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を令和2年9月30日までに提出しなければならない。

- (1) 藤沢市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付申請書（第1号様式）
- (2) 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金が入金された口座の預金通帳等の当該記載部分及び金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が記載されている部分の写し
- (3) 市内の事業所が休業又は夜間営業時間短縮等をしたことがわかる書面（夜間営

業時間短縮等の協力、酒類提供時間を午後7時まで短縮することに協力することを告知するホームページや店頭ポスター写し、写真等)

(4) 賃借している事業所を市内に有する事業者は、当該事業所の賃貸借契約書の写し（市内に2か所以上賃借している事業所がある場合は、当該事業所のうち2事業所の賃貸借契約書の写し）

(5) 夜間営業時間短縮要請協力事業者は、藤沢市保健所長が交付した飲食店営業の営業許可書の写し

(交付決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、交付決定通知書（第2号様式）あるいは不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に審査結果を通知するものとする。

(協力金の支払)

第7条 市長は、前条に規定する交付決定した事業者に対し、交付決定をした日から起算して30日以内に協力金を交付する。

(協力金の返還)

第8条 市長は、協力金の交付を受けた協力事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の取り消し又は協力金の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により協力金の交付を受けたとき。

(2) 協力金交付申請に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき。

(3) 第1号様式の暴力団排除に関する同意事項に違反したとき。

2 協力金の交付を受けた協力事業者は、前条の規定により協力金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る協力金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該協力金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

3 協力金の交付を受けた協力事業者は、協力金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(暴力団の排除)

第9条 藤沢市暴力団排除条例（平成23年藤沢市条例第18号）第8条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者が協力事業者に含まれる場合には、協力金の交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

2 市長は、協力事業者が協力金の交付の申請を行ったとき又は協力金の交付を受け

た以降に、協力事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察管轄警察署長（以下「警察署長」という。）に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報警察署長に提供するときは、警察署長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 市長は、協力金の交付を受けた協力事業者が、第1項の規定に該当すると判明したときは、協力金の全部又は一部の返還を求めることができる。

4 前項の規定に関しては、前条の規定を準用する。

（協力金の使途）

第10条 協力金は新型コロナウイルス感染拡大防止協力の負担軽減のために使用しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月22日から施行する。

別表第1

施設の種類	要請内容
遊興施設等	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応についての協力依頼及び営業の自粛
大学、学習塾等	
運動、遊戯施設等	
劇場等	
集会・展示施設	
商業施設	
文教施設	原則として施設の使用停止及び催物の開催の停止要請

別表第2

施設の種類	要請内容
食事提供施設	夜間営業時間短縮の協力要請